

事 務 連 絡

令和 6 年 9 月 9 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

令和 6 年度「改正石綿障害予防規則の周知用ポスター・リーフレット」の
送付について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物、工作物又は船舶（鋼製のものに限る。以下同じ。）の解体又は改修の作業においては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づき、事業者は石綿による労働者の健康障害を防止するための措置を行うことが義務付けられています。このうち、建築物及び船舶の解体等の作業を行うときの事前調査については、令和 5 年 10 月 1 日以降に着工する工事から、要件を満たす者に行わせることが義務付けられ、工作物については令和 8 年 1 月 1 日に施行されます。

今般、厚生労働省では、建設事業者を始めとした解体・改修・各種設備工事を行う施工業者向けに広く周知を行うため、ポスター及びリーフレットを作成しました。

つきましては、ポスター等をお送りいたしますので、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（送付資料）

- ・ポスター・・・・・・・・・・1 枚
- ・リーフレット・・・・・・20 枚

※今回のポスター及びリーフレットは、「石綿総合情報ポータルサイト」にも掲載しています。

（厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

以上

【担当】事業部 八重樫

